

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」
に係る公募要領
【助成事業】

平成 29 年 2 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」に係る公募について
(平成 29 年 2 月 15 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

本プロジェクトは、平成 29 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、事業期間、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」

2. 事業概要（詳細は基本計画を参照）

(1) 背景

ロボット・ドローンは様々な分野で革命を起こす可能性を秘めており、諸外国でも利活用分野の拡大のための制度設計、技術開発及び標準化活動が活発である。一方、我が国においても、サービスの高度化や社会課題解決のためにロボット・ドローンの高度利活用が期待されているとともに、政府の目指す名目 GDP600 兆円の実現に向けた新産業創出と市場規模拡大が期待されている。

(2) 目的

小口輸送の増加や積載率の低下などエネルギー使用の効率化が求められる物流分野や、効果的かつ効率的な点検を通じた長寿命化による資源のリデュースが喫緊の課題となるインフラ点検分野において、無人航空機やロボットの活用による省エネルギー化の実現が期待されている。

このため、本プロジェクトでは、物流、インフラ点検、災害対応等の分野で活用できる無人航空機及びロボットの開発を促進するとともに、社会実装するためのシステム構築及び飛行試験等を実施する。

(3) 事業内容

上記の目的を達成するために、以下の研究開発項目を実施する。なお、本公募要領の対象は、下記の下線部分で示す「助成事業」であり、具体的には、【研究開発項目①（2）、研究開発項目②（1）4）及び研究開発項目②（2）1）、2）】を対象とする。

研究開発項目①「ロボット・ドローン機体の性能評価基準等の開発」

(1) 性能評価基準等の研究開発 **【公募対象外】**

(2) 省エネルギー性能等向上のための研究開発

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

1) 運航管理統合機能の開発 **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

2) 運航管理機能の開発（物流及び災害対応等） **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

3) 運航管理機能の開発（離島対応） **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

4) 情報提供機能の開発

5) 運航管理システムの全体設計に関する研究開発 **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

(2) 無人航空機の衝突回避技術の開発

1) 非協調式 SAA

2) 協調式 SAA

研究開発項目③「ロボット・ドローンに関する国際標準化の推進」

(1) デジュール・スタンダード **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

(2) デファクト・スタンダード **【委託事業のため本公募要領の対象外】**

(4) 事業期間

研究開発項目①「ロボット・ドローン機体の性能評価基準等の開発」

(2) 省エネルギー性能等向上のための研究開発 : 平成 29 年度～31 年度

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

4) 情報提供機能の開発 : 平成 29 年度～31 年度

(2) 無人航空機の衝突回避技術の開発

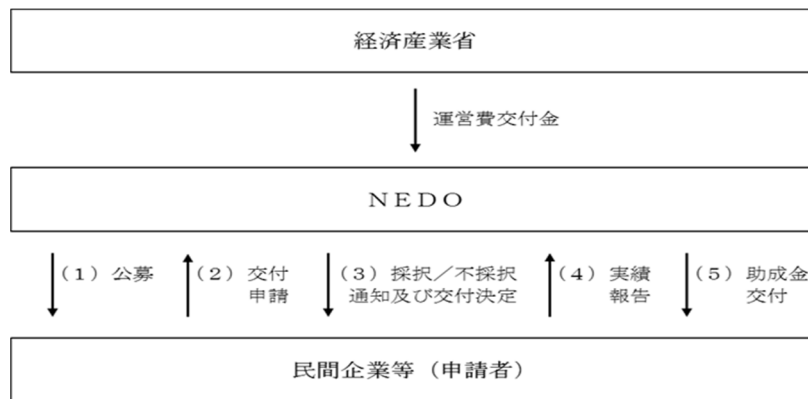
1) 非協調式 SAA : 平成 29 年度～31 年度

2) 協調式 SAA : 平成 29 年度～31 年度

(5) 事業規模

各研究開発項目の平成 29 年度の事業規模は約 3,145 百万円以内です。予算の範囲内で採択します。
なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図



※本事業は採択通知後、交付申請書等の提出を求め、審査を経て交付決定を通知する「提案書方式」です。本要領中の申請書、申請内容等は、提案書、提案内容等に読み替えて下さい。

(7) 交付規程

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

(8) 提案にあたっての注意事項

下記に示す研究開発テーマの項目単位にて提案を受け付けます。なお、複数の提案を行う場合は、研究開発テーマ毎に交付申請書等の提案書類一式を別々に作成してください。

【研究開発テーマ】

研究開発項目①「ロボット・ドローン機体の性能評価基準等の開発」

(2) 省エネルギー性能等向上のための研究開発

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

4) 情報提供機能の開発

(2) 無人航空機の衝突回避技術の開発

1) 非協調式 SAA

2) 協調式 SAA

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望し、次の i～vi までの条件、「基本計画」及び「平成 29 年度実施方針」に示された条件を満たす、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。特に、当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成対象事業は、基本計画に定められている研究開発計画の内、助成事業として定められている研究開発項目の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成対象事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明を行うこと。
- iii. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 助成率

i. 企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成する。

・大企業*：1／2助成

・中堅・中小・ベンチャー企業：2／3助成

*大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

※中堅・中小企業等の定義

中堅・中小企業等とは、次の（ア）（イ）（ウ）または（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

(ア)「中小企業」としての企業（中小企業基本法等に定められている「中小企業」の定義）
次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす企業です。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注2)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処 理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(イ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満
のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(ウ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記（ア）の
表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第1項第2号ハに規定する事業協同組
合等

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上、または、研究者が2人以上かつ全従業員数
の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発
を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所
有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の
所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）
を含まない。

(注3) 大企業とは、（ア）～（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むもの
をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないもの
とします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指
定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャー
キャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って申請書 21 部（正 1 部、副 20 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送にてご提出ください。持参、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：平成 29 年 3 月 16 日（木）正午必着

（公募期間：平成 29 年 2 月 15（水）から平成 29 年 3 月 16 日（木））

期限までに着かなかった助成金交付申請書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「提案書等の記入上の注意事項」を熟読の上、注意して記入してください（申請書のフォーマットは変更しないでください）。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。 <http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部 山中、内山 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※封筒に『「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 申請書類の作成について

助成金を希望する事業者は、助成金交付申請書（様式第 1 及び添付資料 1～5）1 式（正 1 部及びその写し 20 部）、添付資料 6,7,9、別添 1～3 の 1 部を NEDO 事務局（ロボット・AI 部 [上記提出先]）まで提出してください。なお、申請書は日本語で、添付書類を含め全て A4 サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。さらに、様式第 1、添付資料 1～3,5 及び別添 3 については、電子媒体 CD-R 1 部も提出してください。

(2) 申請に関する注意

- 申請書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 - 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1 部（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
 - 直近 3 期分の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1 部
- チェックリストである申請時提出書類の確認（別添 2）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、申請書類を提出してください。

(3) 申請書類の受理及び申請書類に不備があった場合

- 応募要件に合わない申請者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
- 提出された申請書を受理した際には申請書受理確認書を返送いたしますので、あらかじめ（別添 2）の「申請書受理確認書」に会社名等をご記入下さい。また、返送用封筒（宛先を記入し、切手を貼り付けたもの）を同封してください。
- 提出された申請書等は返却しません。
- 申請書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

6. 秘密の保持

- ・提出された申請書は、助成事業者の選定のみを使用します。評価者には守秘義務がありますが、申請者が申請書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料7」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)
- ・e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査方法について

- ・外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・採択審査委員会では、助成金交付申請書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・契約助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

助成事業者の採択に際しては、次の視点から審査します。

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力(経理的基礎)、経理等事務管理/処理能力

ii. 事業化評価(実用化評価)

新規性(新規な開発又は事業への取り組み)、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性(社会目標達成評価)

iii. 企業化能力評価

実現性(企業化計画)、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

v. 社会的目標への対応の妥当性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の公表及び通知について

- ・採択された事業については、NEDOから申請者に通知します。不採択となった場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。
- ・採択された事業に関しては、申請者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのホームページに公表します。また、採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのホームページに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。
- ・採択に当たって条件（提案した委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 29 年

2月15日	:	公募開始
2月20,21,22日	:	公募説明会（会場：NEDO、名古屋会場、大阪会場）
3月16日	:	公募締め切り
4月中旬（予定）	:	採択審査委員会（外部有識者による審査）
4月下旬（予定）	:	契約・助成審査委員会
4月下旬（予定）	:	助成先決定
5月上旬（予定）	:	公表（プレスリリース）
6月頃（予定）	:	交付決定

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止す

る場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取り扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限がありません。(交付規程第16条)

(5) 助成金交付申請書

交付申請者の申請に応じ、複数年度交付決定することを原則とします。なお、事業期間中の評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は添付資料4を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添1を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して

計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】 平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められ

た場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- ※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ
http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 説明会の開催

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施します。応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありません。応募を予定される方は可能な限り出席してください。席に限りがありますので、各機関 2 名までの参加をお願いいたします。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、NEDO ホームページ（本公募の案内ページ）から事前登録をお願いします。定員に達した場合は申し込み期限前にお断りすることもございますので、あらかじめ御了承ください。

なお、説明会にて公募要領等の資料は配布しないため、ホームページから印刷の上、ご持参願います。

[川崎会場]

日時： ①平成 29 年 2 月 20 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分【事前登録〆切：2 月 17 日（金）正午】

②平成 29 年 2 月 20 日（月）13 時 00 分～15 時 00 分【事前登録〆切：2 月 17 日（金）正午】

③平成 29 年 2 月 20 日（月）15 時 30 分～17 時 30 分【事前登録〆切：2 月 17 日（金）正午】

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO 分室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 12 階
<http://www.nedo.go.jp/content/100791261.pdf>

[名古屋会場]

日時： ④平成 29 年 2 月 21 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分【事前登録〆切：2 月 20 日（月）正午】
場所： TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅桜通口 カンファレンスルーム 4C
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-13-5 名古屋ダイヤビル 3 号館 4F
<http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gcp-meieki-sakuradoriguchi/access/>

[大阪会場]

日時： ⑤平成 29 年 2 月 22 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分【事前登録〆切：2 月 20 日（月）正午】
場所： AP 大阪駅前梅田 1 丁目 A ルーム
〒530-0001 大阪市北区梅田 1-12-12 東京建物梅田ビル B1F
<https://www.tc-forum.co.jp/kansai-area/ap-osakaekimae/oe-base/>

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2 月 15 日から 3 月 10 日の間に限り下記宛に E-mail にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI 部 山中、内山
E-mail : robot-dorone@nedo.go.jp

11. その他

メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。